

社会福祉法人埼玉県共済会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉県共済会（以下「当法人」という。）定款第8条、第21条及び社会福祉法人埼玉県共済会評議員選任・解任委員会運営規程第7条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- 3 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長については、月額300,000円とする。通勤費については、非常勤職員の通勤手当の例による。
- (2) 業務執行理事については、月額260,000円とする。賞与等については、職員給与規則の例による。
- (3) 評議員選任・解任委員 日額 8,000円
- (4) 評議員 日額 10,000円
- (5) 理事 日額 10,000円
- (6) 監事 日額 10,000円

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、職員給与規則の例による。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議の出席等、その都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき税金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる端数処理を行う。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2の第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。